

## 【オーストラリア】臓器移植等の推進に係る機関の組織改編

海外立法情報課 芦田 淳

\* 2016年11月、臓器・組織の提供・移植の推進に係る機関の組織を見直す法律が制定された。同法は、当該機関に従来設置されていた「諮問委員会」を廃止し、「最高執行責任者」の役割を見直すとともに、新たに「理事会」を設置するものである。

### 1 従来の体制

オーストラリア臓器・組織の提供・移植に係る機関（Australian Organ and Tissue Donation and Transplantation Authority：以下「OTA」）は、2009年、ラッド労働党政権により、全国レベルで臓器・組織の移植のための提供制度が整備されたことに併せて、設置された機関である。その設置目的は、州・特別地域（注1）、臨床医及び関係団体と協働して、臓器・組織の提供・移植の実績を向上させるための連邦政府の計画の実施等に当たることである（注2）。従来、OTAの最高執行責任者（CEO）は、臓器・組織の提供・移植に関して、政策・基準の策定や補助金の支給等、大きな役割を有することが規定されていた。当該責任者は、所管の連邦大臣（以下「連邦大臣」）により任命され、諮問委員会（Advisory Council）等の助言を受ける。諮問委員会は10人から16人までの委員により構成され、当該委員は連邦大臣により州・特別地域の関係大臣との協議を経て任命される。諮問委員には、少なくとも、①行政、②臓器・組織の提供・移植の問題、③ビジネス、④組織管理、⑤財務、⑥保健サービスの利用者に係る事項、⑦その他の適切な分野のいずれかに関する十分な経験又は知識を有することが求められた。

### 2 改革の提言

2015年、保健省は、国レベルで臓器・組織の移植・提供を推進する計画の実施状況について、委託調査を行った。この計画は、臓器移植率を最大化するための医療機関側の能力向上、移植促進のための教育やネットワーク形成を図るもので、その管理をするのがOTAであった。しかし、臓器移植率は計画どおりには増加しておらず、当該調査の報告書（注3）によれば、諮問委員会等が、戦略的な管理、実績の監視、後続計画の作成及び最高執行責任者に対する指示を行っていないこともあり、関係者は全般的にOTAを管理するための理事会（Board）の設置を支持しているとされた。その上で、当該報告書は、理事は（関係者の代表ではなく）能力主義に基づいて指名され、かつ、州等が当該指名により直接的に関与する必要がある旨を提言していた。

### 3 改正法の概要

上述の提言を踏まえ、2016年11月30日、「2016年オーストラリア臓器・組織の提供・移植に係る機関に関する改正法律（The Australian Organ and Tissue Donation and Transplantation Authority Amendment (New Governance Arrangements) Act 2016）」が制定され

た。同法は、OTA 諮問委員会を廃止して OTA 理事会を設置するもので、2017 年 7 月 1 日から施行される。新たに設置される理事会は、最高執行責任者に代わり、2013 年連邦政府ガバナンス・業績評価・説明責任法（注 4）に基づく説明責任を負う機関となる。

理事会は、理事長、副理事長、最高執行責任者各 1 名を含む 8 名で構成される。理事会の主な目的は、①OTA の機能を適切、効率的及び効果的なものにする、②OTA が従うべき目標、戦略及び政策を決定することである。

理事長に任命されるには、少なくとも行政、ビジネス又は組織管理のいずれかに関する十分な経験又は知識を有することが求められる。また、理事に関しては、(1) 少なくとも、①公立病院の管理、②臓器・組織の提供・移植の問題に係る地域社会の指導者又は代表としての役割、③保健サービスの利用者の健康に係る事項、④健康増進に係る事項、⑤その他の適切な分野のいずれかに関する十分な経験又は知識を有すること、(2) 臓器・組織の提供・移植に関する十分な臨床上の専門的知識を有すること等が求められる。

さらに、任命手続に関して、次のとおり規定している。①連邦大臣は、副理事長の任命に際して、各州・特別地域の保健関係大臣に、その候補者を推薦するよう求め、当該推薦を考慮する義務を負う。②連邦大臣は、他の理事の任命に際しても、「オーストラリア政府間協議会保健委員会（Council of Australian Governments Health Council）」（注 5）に候補者の推薦を求め、当該推薦を考慮する義務を負う。ただし、いずれの場合にも、連邦大臣は、当該推薦に従う義務までを負うものではない。また、理事長の任命に関しては、州等の推薦を求める規定は置かれていない。

注（インターネット情報は 2016 年 12 月 13 日現在である。）

- (1) オーストラリアは、6 つの州、首都特別地域及び北部特別地域で構成される。
- (2) OTA サイト <<http://www.donatelife.gov.au/about-us>> の記述による。
- (3) Ernst and Young, *Review of the implementation of the national reform agenda on organ and tissue donation and transplantation*, Department of Health, 2015. <<http://www.health.gov.au/internet/main/publishing.nsf/Content/review-implementation-of-national-reform-agenda-organ-tissue-donation-transplantation>>
- (4) 同法の概要に関しては、吉本紀「【オーストラリア】連邦政府ガバナンス・業績評価・説明責任法」『外国の立法』No.260-2, 2014.8, pp.20-21. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8716586\\_po\\_02600210.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8716586_po_02600210.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>) を参照。
- (5) オーストラリア政府間協議会は、国家レベルの重要課題に関して、連邦、州、地方自治体が協力して対応することを目的として 1992 年に設置された機関で、そのうち、保健委員会は、保健に係る政策・サービス・計画について相互の利益を議論する場となっている。加藤慶一「オーストラリアの政府間財政関係の特徴と改革の展望—垂直的・水平的財政不均衡とその是正をめぐる—」『レファレンス』758 号, 2014.3, pp.145-182; 同委員会のサイト <<http://www.coaghealthcouncil.gov.au/>> を参照。

#### 参考文献

- ・ “Australian Organ and Tissue Donation and Transplantation Authority Amendment (New Governance Arrangements) Bill 2016” <<http://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/search/display/display.w3p;query=Id%3A%22legislation%2Fbillhome%2Fr5759%22>>
- ・ Philip Hamilton, “Australian Organ and Tissue Donation and Transplantation Authority Amendment (New Governance Arrangements) Bill 2016” <[http://www.aph.gov.au/About\\_Parliament/Parliamentary\\_Departments/Parliamentary\\_Library/FlagPost/2016/November/Organ\\_and\\_Tissue\\_Donation\\_Authority\\_-\\_New\\_Board](http://www.aph.gov.au/About_Parliament/Parliamentary_Departments/Parliamentary_Library/FlagPost/2016/November/Organ_and_Tissue_Donation_Authority_-_New_Board)>